広島県工事費内訳書取扱要領

平成 26 年６月１日制　　定

１　趣旨

県が発注する建設工事の入札において，入札参加者の積算努力の促進を図るため，入札者に工事費内訳書の提出を求めることとし，必要な事項を定める。

２　定義

(1)　この要領において「工事」とは，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第１項に規定するものをいう。

(2)　この要領において「調査基準価格」とは，建設工事執行規則（平成８年広島県規則第 39 号）第７条の２の調査基準価格をいう。

３　対象工事

県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する全ての工事

４　工事費内訳書の提出

(1)　書面により入札に参加する者には，入札の際に入札書とともに工事費内訳書を提出させるものとする。

(2)　電子入札システムにより入札に参加する者には，入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させるものとする。ただし，電子ファイルの容量等の問題により添付しての提出ができない場合には，書面により提出させるものとする。

(3) 上記により難い場合は，別に定める。

５　工事費内訳書の様式及び記載内容

提出を求める工事費内訳書は様式１～３（特殊設備工事を除く営繕工事（以下「営繕工事」という。）の場合は，様式営１～営３）によるものとし，その記載内容は次のとおりとする。なお，いずれの場合においても入札者の住所・商号又は名称，工事名，工事場所を記載し，押印すること。（押印は，電子入札システムにより提出する場合を除く。）各様式の記載方法は，別記「記入上の留意事項」に基づき記載すること。（以下，営繕工事の場合は，様式１～３を様式営１～営３に読み替えて適用する。）

(1)　予定価格 1,000 万円未満の工事の場合

様式１及び様式２（下請負人及び見積額に関する部分を除く）

(2)　予定価格 1,000 万円以上１億円（営繕工事の場合は１．５億円）未満の工事の場合

ア　調査基準価格以上の価格で入札する場合

様式１及び様式２（下請負人及び見積額に関する部分を除く）

イ　調査基準価格を下回る価格で入札する場合

様式１，様式２及び様式３

(3)　予定価格１億円（営繕工事の場合は１．５億円）以上５億円未満の工事の場合

ア　調査基準価格以上の価格で入札する場合

様式１及び様式２

イ　調査基準価格を下回る価格で入札する場合

様式１，様式２及び様式３

(4)　予定価格非公表工事の場合

様式１，様式２及び様式３

6　工事費内訳書の審査方法

（１）次に該当する者は，入札を無効とする。

ア　様式１及び様式２（下請負人及び見積額に関する部分を除く）が提出されていない場合

イ　様式１に業者名の記名押印がない場合（押印は，電子入札システムにより提出する場合を除く。）

ウ　様式１に当該工事の工事名が記載されていない場合（工事名に誤りがある場合を含む。）

エ　様式２（下請負人及び見積額に関する部分を除く）の合計金額と入札金額が異なる場合

オ　様式２（下請負人及び見積額に関する部分を除く）に記載すべき項目の記載がない場合。

（２）なお，調査基準価格を下回る入札金額の場合は，低価格入札調査において次の事項を確認する。

ア　様式１の該当項目に回答があること及びその回答内容

イ　下請負人及び見積金額が見積書に基づき適正に計上されていること

ウ　数量は設計図書（仕様書等）に計上した設計数量（参考数量）を満足していること

エ　様式３が提出されていること。

7　提出された工事費内訳書の取扱い

(1)　提出された工事費内訳書の引換え，変更又は撤回（取消）は認めない。

(2)　提出された工事費内訳書は，返却しない。

(3)　提出された工事費内訳書は，必要に応じ公正取引委員会及び広島県警察本部に提出する。

(4)　提出された工事費内訳書は，広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第５号）に基づく開示の対象となる。

8　完成後調査

予定価格を契約締結後に公表する案件においては，全ての工事において，「低入札価格調査対象工事に係る工事完成後調査施行要領」に定める完成後調査を実施する。

附　則

1　この要領は，平成 26 年 6 月 1 日以降に公告又は指名する工事から適用する。

別記

記入上の留意事項

1　記入上の留意事項

(1) 工事費の内訳

ア　工事数量総括表に記載されている，費目・工種明細など，単位及び数量（営繕工事の場合は，参考数量書に記載されている中科目までの項目，単位及び数量）を漏れなく記入したうえで，見積額を記載すること。

イ　工事価格は，入札価格と同額であること。

ウ　工事名，工事場所，入札者の会社名，建設業許可番号，配置予定技術者の概算年収及び所要工期（日数）を記入すること。

エ　諸経費等については，適用される積算基準等に基づいて必要額を記入すること。

(2) 下請負人及び見積額

ア　工事費の内訳に記入された全ての項目について，入札者及び全ての１次下請予定者の内訳を記入すること。

イ　全ての１次下請予定者の，会社名，建設業許可番号，配置予定技術者の概算年収及び所要工期（日数）を記入すること。

ウ　一次下請予定者から見積を徴取する際は，下請け予定者が負担すべき法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促すとともに，提出された見積書の内容を反映して記入すること。（全ての１次下請予定者の見積書の写しを添付すること。）

(3) 労務賃金調書

ア　入札者及び全ての一次下請予定者について記入すること。

イ　職種欄に該当職種がない場合は，行を追加して記入すること。

(4) 表紙

ア　入札者の住所・商号又は名称，工事名，工事場所を記入すること。

イ　低入札価格調査制度対象工事の場合で，調査基準価格未満で入札される場合は，１から３について回答を記入すること。

ウ　低入札価格調査制度対象工事において重点調査の対象となる場合は，４から６に回答を記入すること。

エ　予定価格を契約締結後に公表する案件においては，１から６の全てについて回答を記入すること

2　提出方法等

(1) 入札条件又は公告等に定める方法による。

(2) 様式は「広島県の調達情報」に掲載し，欄に不足がある場合は適宜追加して作成するものとする。

(3) 紙による提出の場合は，表紙に押印すること。

(4) 紙によらない場合は，次のファイル形式とする。

Microsoft Excel 2003 以上,Microsoft Word 2003 以上又は Adobe Reader9 以上